

奈良県告示第百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ため池整備事業・葛城山麓地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成三十年六月十八日から同年七月九日まで

二 縦覧場所

葛城市役所